

国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議
の開催について

平成 27 年 9 月 11 日
国際的に脅威となる
感染症対策の強化
のための国際連携等
関係閣僚会議決定
平成 27 年 10 月 22 日
一部改正
平成 28 年 2 月 9 日
一部改正
平成 28 年 4 月 5 日
一部改正
平成 28 年 11 月 17 日
一部改正
平成 30 年 6 月 13 日
一部改正
令和元年 6 月 6 日
一部改正
令和 5 年 4 月 7 日
一部改正
令和 6 年 3 月 8 日
一部改正
令和 7 年 3 月 25 日
一部改正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策について、先進諸国との連携や、開発途上国への国際協力等を通じた国際社会への貢献に向け、国内対策との連携を図りながら政府一体となって対応するため、国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣感染症危機管理監補
副議長	内閣感染症危機管理対策官兼厚生労働省医務技監
	内閣官房内閣審議官（感染症危機管理統括審議官）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁）
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付）
	内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
	内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）兼内閣府健康・医療戦略推進事務局長
	内閣府食品安全委員会事務局長
	警察庁警備局長
	消防庁次長
	出入国在留管理庁次長
	外務省大臣官房地球規模課題審議官
	外務省国際協力局審議官（同審議官が置かれていない場合にあっては外務省国際協力局参事官）
	外務省領事局長
	財務省国際局長
	文部科学省研究振興局長
	厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）
	厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
	農林水産省消費・安全局長
	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
	環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
	防衛省大臣官房衛生監

- 3 連絡会議の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。